

地域密着型通所介護事業所及びあさぎり町介護予防・日常生活支援総合事業

(第1号通所事業所)『泰星苑』運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 共成舎 が開設する地域密着型通所介護事業所及びあさぎり町介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業所)(以下「事業所」という)が行う地域密着型通所介護事業及びあさぎり町介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の事業従業者その他の従業者(以下「職員等」という)が、要支援状態または要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対して、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持又は向上を目指し、並びに、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るための援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、常に利用者の総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 : 泰星苑
- (2) 所在地 : 熊本県球磨郡あさぎり町上南字竹ノ内1295番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員等の管理及び事業の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、常に利用者の心身の状態を的確に把握しつつ、利用者及び家族の相談援助及び利用時における生活指導の相談に応じる。通所介護計画等の作成を行う。
- (3) 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の心身の状態を的確に把握し、適切な日常生活上の介護技術を提供する。
- (4) 機能訓練指導員 1名(兼務)
機能訓練指導員は、利用者の生活能力減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月・火・水・木・金 (土日休み)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 通常時間を午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10名までとする。

(事業内容)

第7条 事業所の内容は次の通りとする。

1 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- (1) 排泄の介助
- (2) 移動の介助等とその他必要な身体の介助
- (3) 養護 (休養)

2 健康状態の確認

体温、血圧測定等の健康チェックを行う。

3 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- (1) 日常生活動作に関する訓練
- (2) レクリエーション
- (3) 年中行事等の活動
- (4) 遊びリテーションを取り入れた体操
- (5) 趣味活動等

4 送迎サービス

- (1) 利用者の身体状態に応じてリフト車並びに乗用車を送迎車として送迎を行う。
- (2) 運転の安全確保に努める。

5 入浴サービス

原則として事業所内の浴室にて、衣類の着脱、入浴の介助又は清拭等を行う。

6 食事サービス

- (1) 栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- (2) 利用者の自立支援のために、原則として離床して食事を行うこととする。
- (3) 自力で摂取することが困難である利用者に対しては、食事の介助を行う。

7 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。

(事業所の利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及びあさぎり町が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスで有る時は、介護報酬告示額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所内の見やすい所に掲示する。

- 2 前項に規定する費用について、法定代理受領サービス以外の場合には、介護報酬の告示上の額(10割)を徴収する。法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付するものとする。
- 3 事業所は、前2項により支払いを受ける額のほか、おむつ費用(実費)及び食料費(570円)の支払いを利用者から受けるものとする。
- 4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、送迎車両を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1kmあたり30円とする。
- 5 前3項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を掲示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名・捺印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、あさぎり町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者はサービスの提供を受けるに際し、次の事項について留意するものとする。

- 1 利用時に身体的異常があった場合には利用は控え、電話その他の手段によって事業所へ連絡をすること。
- 2 事業所での利用中に身体的異常が発生した場合、看護職員による応急処置を行うが、病院受診等は原則として家族が行うこと。なお、一般的に想定される以外の重篤な緊急事態が発生した場合には、次条に定める方策を採ることとする。
- 3 持ち物、衣類等の所持品についての紛失・破損について事業所は原則として責任を負わないので、記名等必要な措置を事前に行うこと。
- 4 事業所内での食事については、持ち帰らないこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員等は、事業を提供中に利用者の病状に急変、その他の重篤な緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。また、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなうものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第13条 事業所のサービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、事業所職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 事業所は、通常の事業所の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適切な他の事業所等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第15条 事業所は、サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確認するものとする。

(サービス提供の記録)

第16条 事業所は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受ける居宅サービス費その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第17条 事業所は、サービスを提供している利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 1 正当な理由なしに事業所の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる場合。
- 2 偽りその他の不当な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合。

(記録の整備)

第18条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(非常災害対策)

第19条 事業所にて非常災害が発生した際には、職員は速やかに利用者の安全の確保を行い避難誘導に努めるものとする。なお、事業所は、非常災害時に備えるために具体的な計画に基づき、定期的な避難・救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業所は衛生的な管理に努め、事業所内において感染症が発生又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員等であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員等との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、利用者並び当該利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人共成舎と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

平成29年	4月	1日	施行
平成29年	6月	1日	施行
平成30年	6月	1日	施行
令和1年	10月	1日	施行
令和3年	8月	1日	施行
令和4年	8月	1日	施行
令和5年	4月	1日	施行